

福岡県介護福祉士修学資金等貸付制度 貸付規程細則

(目的)

第1条 この細則は、福岡県介護福祉士修学資金等貸付制度貸付規程（以下、「貸付規程」という。）第26条の規定に基づき、修学資金の貸付けに当たり必要な事項について定めることを目的とする。

(定義)

第1条の2 この細則において使用する用語の定義は、貸付規程において使用する用語の定義の例による。

(県の役割)

第2条 貸付規程第2条の知事の指導及び助言の内容は、次の各号に掲げるものをいう。

一 返還期間の承認

貸付規程第9条第2項に基づき、県社協が個別の事例ごとに同条第1項に規定する返還期間より長期の返還期間を設定しようとする場合、それを承認すること。

二 長期間所在不明者等に対する返還債務の裁量免除の承認

貸付規程第12条第2号に基づき、県社協が返還債務の全部又は一部を免除しようとする場合、その内容を承認すること。

三 その他知事が貸付事業の適切かつ効果的な実施に当たって必要と考える指導・助言を行うこと。

(介護福祉士修学資金貸付事業について)

第3条 貸付規程第3条第1号の貸付対象者は、次の各号の要件を満たす者とする。なお、2以上の都道府県から重複して貸付けを受けることはできない。

一 次のイからハのいずれかに該当する者

イ 県内に住民登録をしている者で、卒業後に県の区域（国立障害者リハビリテーションセンター、国立児童自立支援施設等において業務に従事する場合は全国の区域とする。以下同じ。）において貸付規程第8条第1項第1号イに規定する返還免除対象業務に従事しようとする者

ロ 県内の介護福祉士養成施設（貸付規程第1条第1号の介護福祉士養成施設をいう。）の学生であって、卒業後に県の区域において貸付規程第8条第1項第1号イに規定する返還免除対象業務に従事しようとする者

ハ 介護福祉士養成施設の学生となった年度の前年度において県内に住民登録をしていた者であり、かつ、介護福祉士養成施設の修学のため転居したものであって、卒業後に県の区域において貸付規程第8条第1項第1号イに規定する返還免除対象業務に従事しようとする者

二 次のイ又はロのいずれかに該当する者であって、家庭の経済状況等から貸付が必要と

認められる者。

イ 学業成績等が優秀と認められる者

ロ 卒業後、中核的な介護職として就労する意欲があり、介護福祉士資格取得に向けた向学心があると認められる者

三 前号の家庭の経済状況等から貸付が必要と認められる者の収入額の基準は、独立行政法人日本学生支援機構の第一種奨学生の家計基準を満たすものとする。

四 同種の修学資金又は修学に係る公的な経済支援を他から受けていないこと。

2 県社協会長は、貸付対象者の選定を次のとおり行うものとする。

一 貸付対象者の選定に当たっては介護福祉士養成施設から推薦を求めること等により、公正かつ適切に行わなければならないものとする。

二 貸付対象者の選定は、介護福祉士養成施設の入学決定前に行うことができるものとし、この場合、貸付対象者の介護福祉士養成施設への入学選考前に貸付内定を通知するものとする。

三 貸付規程第8条第1項第1号イの規程により返還免除対象期間が3年となる中高年離職者については、離職証明等の客観的判断の可能な書類で離職状況を確認するものとする。

3 貸付規程第3条第2号の「介護福祉士養成施設に在学する期間」は、原則として、正規の修学期間とするが、病気等の真にやむを得ないと県社協会長が認める事由により留年した期間については、これに含めることができるものとする。

4 貸付規程第3条第3号の貸付額については、介護福祉士養成施設に支払う授業料、実習費及び教材費等の納付金のほか参考図書、学用品、交通費及び国家試験の受験手数料等の経費（貸付規程第3条第3号ニの生活費加算に係る貸付額については、在学中の生活費を含む。）に充当するものであり、介護福祉士養成施設に支払うべき納付金の額にかかわらず、貸付規程第3条第3号に定める額の範囲内で貸し付けることができるものとする。

5 貸付規程第3条第3号ハの国家試験受験対策費用は、介護福祉士養成施設が通常の教育課程とは別に実施する介護福祉士国家試験受験対策講座又は民間機関等が実施する同講座の受講費若しくは模擬試験の受験料又は参考図書等の購入費用等の経費に充当するものとする。

6 貸付規程第3条第3号ニの生活費加算は貧困が親から子へ連鎖する「貧困の連鎖」の防止の観点から、生活保護受給世帯など経済的に困窮する世帯の子どもの社会的・経済的自立を実現するため、生活の安定に資する資格として介護福祉士資格の取得を支援するためのものであり、この趣旨に鑑み、次のとおり取り扱う。

なお、生活費加算と生活保護の支給を同時に受けることはできないものとする。

一 貸付規程第3条第1号ロ（ハ）の知事が認める世帯の子である者は、貸付申請日の属する年度又はその前年度において、次のイからニのいずれかに該当する者とする。

イ 地方税法（昭和25年法律第226号）第295条第1項の規定により当該世帯の全員が市町村民税を課されない者である世帯の子である者

ロ 地方税法第323条の規定により当該世帯の全員が市町村民税を減免された者であ

る世帯の子である者

ハ 国民年金法（昭和34年法律第141号）第89条又は第90条の規定により当該世帯の全員が国民年金の保険料を納付することを要しないこととされた者の世帯の子である者

ニ 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第77条の規定により当該世帯の全員が保険料の減免又は徴収の猶予をされた者の世帯の子である者

二 県社協会長は、生活費加算の貸付対象者の選定を次のとおり行う。

イ 生活費加算の貸付対象者に対し、介護福祉士養成施設への入学前に貸付決定を行う場合、貸付申請は当該貸付対象者が県社協に行うこととし、当該申請を受けた県社協は、福祉事務所（当該受付申請者の居住地を所管する福祉事務所をいう。以下同じ。）等との連携により適切に審査を行わなければならないものとする。

ロ 福祉事務所長等が発行する生活保護受給証明書等の確認書類により家庭の経済状況を確認するとともに、貸付けの実施による自立支援の効果に関し、福祉事務所長の意見を聴くものとする。

ハ 生活保護受給世帯の子に対する貸付けの可否について、福祉事務所長に対し確認するものとする。

ニ 貸付申請時に生活保護受給世帯の子であって、次のいずれかに該当する者に対し、貸付決定を行った場合には、福祉事務所長が発行する保護変更決定通知書の写し等を貸付対象者から提示させる等により、生活保護の支給が廃止されていることを確認するものとする。

（イ） 貸付申請時に生活保護受給世帯の子である高校生であって、高校卒業後、直ちに介護福祉士養成施設に就学しようとする者

（ロ） 貸付申請時に生活保護受給世帯の子である者であって、（イ）以外の者に対する生活費加算を含む貸付決定を行った場合

三 生活費加算が「貧困の連鎖」の防止に資するよう、県社協会長は、生活費加算を含む貸付金の貸与だけでなく、福祉事務所及びその他の関係機関と連携を密にし、次に掲げる取組の実施等による継続的な支援に努めるものとする。

イ 介護福祉士等養成施設に在学中の出席状況や学業成績等に関する定期的な確認及び支援

ロ 介護福祉士等養成施設卒業後の福祉・介護関係等の求人情報の紹介や就職の斡旋

ハ 福祉・介護関係の職場に就労後の定着支援やキャリアカウンセリング

四 生活費加算の額については、貸付対象者の貸付申請時における年齢及び居住地に対応する区分の額を基本とし、貸付け後の加齢や転居等により貸付規程の別表に定める区分が異なることとなった場合及び生活扶助基準の見直しがあった場合においても、貸付期間中の加算額の見直しは要しないものとする。

（県内の生活保護受給世帯の子の取扱い）

第3条の2 県内の生活保護受給世帯の子は、高等学校在学中に、県社協会長に直接修学資金の貸付申請をすることができる。

2 県社協会長は、県内の生活保護受給世帯の子から貸付申請があった場合は、福祉事務所等と連携し、適切に貸付対象者の選定を行い、貸付対象者の介護福祉士養成施設等への入学選考前に貸付内定を通知するよう努めるものとする。

(社会福祉士修学資金貸付事業について)

第4条 貸付規程第4条第1号の貸付対象者は、第3条第1項を準用し、この場合において、「介護福祉士養成施設（貸付規程第1条第1号の介護福祉士養成施設をいう。）」とあるのは「社会福祉士養成施設（貸付規程第1条第2号の社会福祉士養成施設をいう。）」と、「介護福祉士養成施設の」とあるのは「社会福祉士養成施設の」と読み替えるものとする。

2 貸付対象者の選定については、第3条第2項を準用し、この場合において、「介護福祉士養成施設」とあるのは「社会福祉士養成施設」と読み替えるものとする。

3 貸付規程第4条第2号の貸付期間については、第3条第3項を準用し、この場合において、「介護福祉士養成施設」とあるのは「社会福祉士養成施設」と読み替えるものとする。

4 貸付規程第4条第3号の貸付額及び同号ハの生活費加算については、第3条第4項及び第6項を準用し、この場合において、「介護福祉士養成施設」とあるのは「社会福祉士養成施設」と読み替えるものとする。

5 県内の生活保護受給世帯の子の取扱いについては、第3条の2を準用し、この場合において、「介護福祉士養成施設」とあるのは「社会福祉士養成施設」と読み替えるものとする。

(連帯保証人について)

第5条 貸付規程第6条第1項に規定する「本事業による貸付けに係る債務を弁済する能力を有する者」は、以下の一又は二のいずれかの要件を満たす者とする。

- 一 本貸付制度による貸付けを受けていない者であること
- 二 債務を保証する貸付対象者の貸付予定額以上に資産を有する法人であること。この場合において、貸付予定額の合計が資産額を超えない限りは、当該法人は複数の貸付対象者の連帯保証人となることができる。

(貸付金の交付方法について)

第6条 修学資金は、年4回、次の表に定める日までに口座振込により支払うものとする。ただし、第3条第6項第1号に定める者に対する支払その他特別の理由がある場合はこの限りでない。

区分	交付内容	交付月日
第1回	入学準備金及び4・5・6月分	6月1日
第2回	7・8・9月分	9月1日

第3回	10・11・12月分	12月1日
第4回	1・2・3月分及び就職準備金	3月1日

(貸付契約の解除について)

第7条 貸付規程第7条第1項に規定する「資金貸付けの目的を達成する見込みがなくなつたと認められるに至ったとき」は、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

- 一 退学したとき。
- 二 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなつたと認められるとき。
- 三 学業成績が著しく不良になつたと認められるとき。
- 四 死亡したとき。
- 五 その他貸付事業の目的を達成する見込みがなくなつたと認められるとき。

(返還の債務の当然免除について)

第8条 県社協会長は、貸付規程第8条の適用に当たっては、貸付けを受けた者の就労状況を定期的に把握した上で適切に行わなければならないものとする。

- 2 貸付規程第8条第1項第1号に規定する「国立障害者リハビリテーションセンター、国立児童自立支援施設等」には、国立高度専門医療研究センター又は独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であつて、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第2項の委託を受けた施設、医療型障害児入所施設「整肢療護園」、「むらさき愛育園」及び独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設を含むものとする。
- 3 社会福祉士又は介護福祉士資格取得者が貸付規程第8条第1項第1号「別添1に定める職種もしくは別添2に定める職種又は当該施設の長」（以下「別添1の職種等」という。）として従事することができなかつた場合であつて、養成施設卒業後1年以内に別添1の職種等以外の職種に採用された者については、県社協会長が本人の申請に基づき別添1の職種等に従事する意思があると認めた場合、貸付規程第8条第1項第1号（貸付規程第8条第1項第2号において準用する場合を含む。以下、同じ。）、第9条第1項第2号の「卒業した日から1年以内」を、「卒業した日から2年以内」と読み替えることができるものとする。
- 4 貸付規程第8条第1項第1号、第9条及び第11条第1項第2号の「他種の養成施設等」は、介護福祉士養成施設卒業者の場合は社会福祉士養成施設、社会福祉士養成施設卒業者の場合は介護福祉士養成施設であること。
- 5 貸付規程第8条第1項第1号、第9条及び第11条第2項第2号の「その他やむを得ない事由」は、例えば育児休業等、貸付規程第8条に規定する業務に従事することが困難であると客観的に判断できる場合であること。
- 6 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により国家試験を受験できなかった場合又は国家試験に合格できなかった場合（社会福祉士修学資金の貸付けを受けた場合に限る。）であつて、県社協会長が本人の申請に基づき次年度の国家試験を受験し、合格す

るする意思があると認めた場合、貸付規程第8条第1項第2号において準用する第8条第1項第1号及び第9条第1項第2号に規定する「卒業した日」を「国家試験に合格した日」と読み替えることができるものとする。

7 貸付規程第8条第1項第1号イ（第8条第1項第2号において準用する場合を含む。）に規定する返還免除対象期間の「5年」の計算については、次に掲げる方法を標準として県社協会長が定めることとする。

なお、ホームヘルパーの業務に従事した者に係る在職期間については、市町村及び有料職業紹介所の登録期間を含めることができるものとし、同時に2以上の市町村等において業務に従事した期間は1の期間として計算し、通算しないものとする。

- 一 5年 在職期間が通算1,825日以上であり、かつ、業務に従事した期間が900日以上
- 二 3年 在職期間が通算1,095日以上であり、かつ、業務に従事した期間が540日以上

（返還について）

第9条 貸付規程第9条第1項第2号及び第3号に係る返還は、本事業が貸付規程第8条に規定する業務に従事した者の定着促進を図るものであることを鑑み、県社協会長は、その適用以前に、貸付けを受けた者に対して就労又は就労継続に係る相談支援等を行い、貸付規程第8条に基づく貸付額に係る返還の債務の免除ができるよう努めるものとする。

（返還の債務の裁量免除）

第10条 貸付規程第12条第1号及び第2号に係る返還の債務の裁量免除は、相続人又は連帯保証人に請求を行ってもなお、返還が困難であるなど、県社協会長が真にやむを得ないと判断した場合に限り、個別に適用する。

また、貸付規程第12条第3号に係る返還の債務の裁量免除は、本事業が貸付規程第8条に規定する業務に従事した者の定着促進を図るものであることを鑑み、その適用以前に、貸付けを受けた者に対して就労継続に係る相談支援等を行い、貸付規程第8条に基づく貸付額に係る返還の債務の免除ができるよう努めるものとする。

なお、貸付規程第12条第3号の返還の債務の裁量免除に当たっては、機械的に行うことなく、貸付けを受けた者の状況を十分把握の上、個別に適用することとし、本人の責による事由により免職された者、特別な事情がなく恣意的に退職した者等については、適用しないものとする。

2 裁量免除の額は、第8条第7項に規定する計算方法に基づき、県内において貸付規程第8条に規定する業務に従事した期間を、本事業による貸付けを受けた期間（1年を180日として換算することを標準とし、この期間が2年に満たないときは360日とする。）の2分の5に相当する期間で除して得た数値（この数値が1を超えるときは、1とする）を返還の債務の額に乗じて得た額とする。

(貸付台帳の作成)

第11条 貸付けの決定を行った者については、氏名、貸付決定日、貸付額等の貸付台帳を作成し、債権の状況等を整理するものとする。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年3月8日に改正し、同年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年3月1日に改正し、同年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年3月29日に改正し、同年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年3月14日に改正し、同年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日に改正し、同年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日に改正し、同年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年6月2日に改正し、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年6月29日に改正し、令和2年6月15日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年6月29日に改正し、令和3年4月1日から施行する。

なお、附則に定める日前に改正前の規程に基づく貸付決定を受けた者の取り扱いについては、従前の規程による。